

2 医療

障がい者（児）医療（福祉医療）

障がい者（児）の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳1級～3級
療育手帳A1、A2、B1、B2
精神障害者保健福祉手帳1～2級
のいずれかを交付されている人
又は、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定（身体障害者手帳4級の一部等）を受けている人
※再認定の時期、有効期限のある手帳をお持ちの人は手帳更新のお手続きが必要となります。
- 必要書類
- ・健康保険被保険者であることが確認できる書類（健康保険資格確認書等）の写し
※ただし、個人番号（対象者全員分）を記入した場合、書類は不要。
 - ・最新の所得証明書（障がい者、ひとり親家庭等の区分に該当する転入者のみ。転入した年の1月1日に住民票があった自治体で取得したもの。）
※ただし、個人番号（16歳以上の世帯員全員分）を記入した場合、書類は不要。
 - ・振込先口座通帳またはキャッシュカード
 - ・障害者手帳（お持ちの方）
- 窓口 福祉課福祉政策担当 TEL71-2253 各支所地域づくり課地域担当
※福祉医療費の貸付制度があります。詳しくは、福祉政策担当へお問い合わせください。

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

身体上の障がいを除去するためや、心身の障がいの程度を軽くするために必要な医療を給付します。

- 対象者【更生医療】身体障害者手帳を交付されている人
【育成医療】18歳以上は更生医療、18歳未満は育成医療となります。
【精神通院】精神障がい（てんかんを含む）を有し、通院による医療が必要な人
- 要件【更生医療】身体障害者更生相談所の判定が必要です。
更生医療等の指定医療機関で、指定された医療のみ給付となります。このとき自立支援医療（更生医療）用の医師の意見書が必要です。
【育成医療】育成医療等の指定医療機関で、指定された医療のみ給付となります。このとき自立支援医療（育成医療）用の医師の意見書が必要です。
【精神通院】自立支援医療（精神通院）用の医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳と同時申請の場合は同手帳用診断書でも可）が必要です。
有効期間が1年のため、毎年再認定の手続きが必要です。この場合、診断書は2年に1回の提出となります。
- 自己負担 世帯の市民税額（合算）及び本人の収入に応じて原則1割の自己負担があります。

※精神通院については、安曇野市国保加入者は自己負担分も市で負担します。
※この場合の「世帯」とは「申請をされる人と同じ医療保険に加入している」人を
さします。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

国が指定する難病の医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、平成 27 年 1 月 1 日から新たな難病医療費助成制度が始まりました。また、令和 7 年 4 月からは 7 疾病が追加され、348 疾病が対象となります。

○対象疾患 「付録」(P43) を参照ください。

○窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「特定医療費受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。(P12 参照)

長野県が指定する難病の医療費助成制度

国の難病医療費助成制度の改正に伴い、長野県が独自で指定する 2 疾病については、「長野県特定疾病医療費助成事業」として医療費の助成があります。

○対象疾患 溶血性貧血（「自己免疫性溶血性貧血」及び「発作性夜間ヘモグロビン尿症」の方は、国制度での申請となります）、汎発性血管内血液凝固（特発性血栓症のうち、汎発性血管内血液凝固のみが対象となります。）

○窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「長野県特定疾病医療費受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。(P12 参照)

特定疾患治療研究事業

長野県では、次の対象疾患に罹患した患者の対象疾患及びこれに付随して発現する傷病に係る医療費、入院時食事（生活）療養費及び訪問看護療養費の自己負担分を給付します。

○対象疾患 スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎（更新のみ）、重症急性膵炎（更新のみ）、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）

○窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「特定疾患医療受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。(P12 参照)

障がい児（者）歯科相談窓口

障がい児(者)の歯科に関する相談、情報提供、支援を行います。

○窓 口 健康支援課健康支援担当 TEL81-0726

在宅重度心身障がい児（者） 歯科健診等事業

安曇野市歯科医師会が可能な範囲で歯科診療に対応します。

- 窓 口 安曇野市歯科医師会 地域医療連携部 TEL71-6480（市歯科医師会事務所）
FAX72-4932

通常の歯科診療を受けるのが難しい重度心身障がい児（者）のために、中信地区では松本歯科大学病院に専門歯科診療体制を確保しています。

- 窓 口 松本歯科大学病院 TEL51-2300 FAX51-2345

小児慢性特定疾病医療費助成制度

18歳未満で指定された特定疾患のある児童が、指定医療機関に入院又は通院したとき、その医療費が助成されます。

- 対象疾患 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患で指定された小児慢性特定疾病
- 窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293
※「小児慢性特定医療費医療受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。（P12 参照）

遷延性意識障がい者医療費給付

遷延性意識障がい者（遷延性植物状態者）の保険医療費の最終自己負担分を公費負担します。

- 対象者 引き続き3カ月以上の間意識障がい等のある人。
- 窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

特定疾病療養受療証（長期高額疾病）の交付

次の対象疾病の人は、各健康保険制度で所定の手続きをすると、長期高額疾病が適用され、自己負担限度額が設けられます。

- 対象疾病
- ・人工腎臓を実施している慢性腎不全（人工透析）
 - ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病）
 - ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する医療をうけている人に限る）
- 窓 口 安曇野市国民健康保険加入者 及び 後期高齢者医療保険加入者
国保年金課 TEL71-2029 各支所地域づくり課地域担当
全国健康保険協会（協会けんぽ）加入者
協会けんぽ長野支部 TEL026-238-1250

※健康保険組合・共済組合・国保組合等へ加入の人は、各加入組合へお問い合わせください。

3 補装具・日常生活用具

補装具の交付・修理・貸与

身体障害者手帳を交付されている人または特定の難病の人は、障がいの内容や程度により、補装具の交付や修理が受けられます。

また、一部補装具（義肢や装具の完成用部品のみ、歩行器等）で貸与の対象となるものもあります。18歳以上の人には次の区分により更生相談所（直接判定、書類判定）の判定を受ける必要があります。（最初に申請書を市へ提出してください。市より判定の依頼をします。）

※購入前に必ずご相談ください。（申請書、意見書、指定業者の見積書等が必要です。）

※労災により補装具を必要とする人は労災制度優先となるため、まずは職場の労災ご担当者へご相談ください。

補装具名	県で判定	市で判定	耐用年数	備考
義肢	○		1～5	義手、義足
装具	○		1～3	下肢、上肢、体幹、靴型
座位保持装置	○		3	
重度障がい者用意思伝達装置	○		5	
車いす（オーダーメイド）	○		6	
車いす（既製品）※		○	6	
電動車いす※	○		6	簡易型も含む（電動・手動切替式）
歩行器※		○	5	
歩行補助つえ※		○	2～4	松葉づえ、クラッチつえ、多脚つえ
視覚障害者安全つえ		○	2～5	普通用、携帯用
義眼		○	2	
遮光眼鏡		○	4	
弱視眼鏡		○	4	
矯正眼鏡		○	4	
コンタクトレンズ		○	4	
補聴器	○		5	ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導型
人工内耳用音声信号処理装置			—	標準型・残存聴力活用型の修理のみ

※印のある補装具は、介護保険制度による福祉用具貸与が優先されます。

- 費用負担 利用者および配偶者（18歳未満は同一世帯員）の市町村民税課税有無・本人収入額により原則、基準額の1割の自己負担があります。
ただし、見積額が基準額を上回る場合、見積額と基準額の差額分も自己負担となります。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当